

# 公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

**第1条** この法人は、公益社団法人青森県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）と称する。

### (事務所)

**第2条** 協会は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

2 協会に、次の支部を置く。

- (1) 青森支部
- (2) 八戸支部
- (3) つがる弘前支部
- (4) 三十むつ支部

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

**第3条** 協会は、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに、宅地建物取引に係る一般消費者の利益の擁護及び増進を目的とする事業の実施、地域社会の健全な発展を目的とした事業の実施並びに会員の指導及び連絡に関する業務を行い、もって、宅地建物取引業の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

**第4条** 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 宅地建物取引に係る一般消費者へ向けた、宅地建物取引に係る広報、研修に関する事業
- (2) 宅地建物取引に係る一般消費者からの相談に対応するための相談所の設置・運営及び相談員の研修に関する事業
- (3) 宅地建物取引業者の資質向上に関する事業
- (4) 宅地建物取引士の資質向上に関する事業
- (5) 宅地建物取引士試験実施に関する業務受託事業
- (6) 指定流通機構の行う登録業務に関する事業
- (7) 公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の事務及び事業の受託
- (8) 地域社会へ貢献する事業

- (9) 行政及び他団体との事業の連携及び受託に関する事業
  - (10) 青森県証紙及び出版物の販売
  - (11) その他協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、青森県内において実施する。

### 第3章 会 員

#### (法人の構成員)

第5条 協会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 宅地建物取引業法により免許を受けた青森県内に主たる事務所を有する宅地建物取引業者で、協会の目的に賛同して入会した者
- (2) 準会員 宅地建物取引業法により免許を受けた宅地建物取引業者の青森県内に所在する従たる事務所（宅地建物取引業法施行令第1条の2第2号に規定する事務所をいう。）の代表者（同令第2条の2に規定する使用人をいう。）で協会の目的に賛同して入会した者

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

#### (会員の資格の取得)

第6条 協会の会員となろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

#### (経費の負担)

第7条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、理事会において定める額を支払う義務を負う。

#### (任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除 名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

- (2) 会員が、死亡し、又は解散したとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。

## 第4章 総会

### (構成)

- 第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

### (権限)

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事の選任又は解任
  - (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
  - (4) 定款の変更
  - (5) 解散及び残余財産の処分
  - (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

- 第13条 総会は、定時総会として毎年5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会の招集は、開催日の10日前（書面議決の場合は、14日前）までに、その総会の日時、場所、付議事項その他法令で定められた事項を示して、すべての正会員に通知しなければならない。

### (議長)

- 第15条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

### (議決権)

- 第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

### (決議)

- 第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
    - (1) 会員の除名
    - (2) 監事の解任
    - (3) 定款の変更

- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 会長及び議長は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員の設置

(役員の設置)

- 第19条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上25名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、8名以内を常務理事とする。
  - 3 理事のうち、専務理事1名を置くことができる。
  - 4 第2項の会長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。この場合において、監事のうち1名は、会員以外から選任する。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  - 3 監事は、協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。
  - 4 専務理事は、会長、副会長を補佐し、業務を執行する。
  - 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、業務を執行する。
  - 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬等)

第25条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、第20条第1項後段の監事に対しては、総会において定める額を報酬等として支給することができる。

#### (役員責任軽減)

第26条 協会は、理事及び監事の損害賠償責任について、法人法第111条第1項の理事及び監事の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

## 第6章 理事会

#### (構成)

- 第27条 協会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 協会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

#### (招集)

- 第29条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

#### (決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数

が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の規定の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

**第31条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

#### (事業年度)

**第32条** 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

**第33条** 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成して、理事会の承認を受け、次の総会において報告する。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

**第34条** 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (公益目的取得財産残額の算定)

第35条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

### 第8章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

#### (解散)

第37条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により協会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属)

第39条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第9章 公告の方法

#### (公告の方法)

第40条 協会の公告は、電子公告により行う。(http://www.aomori-takken.or.jp/)

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、青森県において発行する東奥日報に掲載して行う。

### 第10章 雑則

#### (施行規則その他諸規程)

第41条 この定款の施行について必要な規則その他諸規程は、理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 協会の最初の会長は、安田勝位とする。
- 3 協会の最初の副会長は、中川隆司、橋場 寛、杉野森照道とする。
- 4 協会の最初の専務理事は、大瀧次男とする。
- 5 協会の最初の常務理事は、中村民蔵、葛西利道、久保博愛、佐藤信孝とする。
- 6 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

この定款の一部改正は、平成27年5月27日から施行する。

（第4条第1項第2号・第3号）

この定款の一部改正は、平成30年5月30日から施行する。

（第3条・第4条・第7条・第18条第2項・第19条第3項／第4項）

この定款の一部改正は、令和元年5月27日から施行する。

（第19条）

この定款の一部改正は、令和2年12月11日から施行する。

（第30条第2項）

この定款の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。（令和3年12月11日改正）

（第2条第2項）